

告示

埼玉県告示第四百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる県税の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 県税、指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間

県 税	指定納付受託者の事務所所在地、 名称及び代表者氏名	指 定 期 間
クレジットカード (JCB、American Express、Diners Clubs)を利用して納付される自動車税(種別割)、個人事業税及び不動産取得税	東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎	令和五年四月一日 から同年六月三十 日まで
クレジットカード (VISA、Mastercard)を利用して納付される自動車税(種別割)、個人事業税及び不動産取得税	大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号 三井住友カード株式会社 代表取締役社長 大西 幸彦	令和五年四月一日 から同年六月三十 日まで

二 指定をした日

令和五年四月一日